

---

>>>

# JPA事務局ニュース <No.58> 2012年7月16日

---

>>>

<発行> 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会(JPA)事務局  
〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 2-28 飯田橋ハイタウン 610号  
TEL03-6280-7734 FAX03-6280-7735 [jpa@ia2.itkeeper.ne.jp](mailto:jpa@ia2.itkeeper.ne.jp)  
JPAホームページ <http://www.nanbyo.jp/>

## ☆「超重症児加算」問題で厚生労働省が改善通知（7月13日付け） 日本ALS協会などの要望が実る

厚生労働省は7月13日付けで地方厚生局医療課、都道府県担当課あてに事務連絡を通知し、「超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算」について、重度の肢体不自由児（者）や脊髄損傷等の重度障害者、筋ジストロフィー患者、神経難病患者等については、4月以降も条件を満たしていれば当面の間、加算算定できるように改善したことがわかりました。

今年4月の診療報酬改正では、重度の肢体不自由児者、脊髄損傷等の重度障害者、神経難病患者などの入院診療加算について、「15歳までに障害を受けた児（者）」という条件が加わったことによって、15歳を超えて以後、障害を受けた場合には加算がなくなり、事実上、受け入れる病院がなくなってしまうことが懸念されていました。日本ALS協会などの当事者団体が、この加算を継続するよう厚生労働省にはたらきかけていました。

厚生労働省は、3月31日の時点で30日以上継続して加算を算定している患者に限り、当面の間、4月以降も加算を継続できることとしましたが、これでは、新しく入院する重度障害者や難病患者への加算はなくなってしまうため、引き続き加算が受けられるよう、制度の改善を求めています。

JPAは、日本ALS協会の金沢公明事務局長とともに伊藤たてお代表理事が、独立行政法人国立病院機構の梅田医療部長とも懇談。医療提供する立場からも問題点が指摘されていることも確認し、共同して厚生労働省に改善を求めています。

\*情報提供は、日本共産党・田村智子議員室より。

（JPA事務局長 水谷幸司）